

## 仁木町道路線認定基準について(お知らせ)

町では、公共的な性格を有する私道(民有地)を町道に認定するにあたって、慣例となっていました道路敷地幅員7.27メートル以上を8メートル以上とする等「仁木町道路線認定基準」を制定し、明確化いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、建設課土木係までお問い合わせください。

(電話32-2516(直通) 担当者 可児・米田)

### 仁木町道路線認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、仁木町道路線(以下「町道」という。)の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(町道認定要件)

第2条 町道の認定は、地域住民に密接に関わる一般交通の用に供する道路であって、次の各号の一に該当する要件を備えていなければならない。

- (1) 起終点が国道、道道、町道及び他町村道に連絡するもの
- (2) 産業振興上必要と認められるもの
- (3) その他町長が特に必要と認めたもの

(道路敷地)

第3条 道路敷地は、原則として国、道及び町が所有する土地(以下「町有地等」という。)とする。

2 町有地等でない土地(以下「私有地」という。)を町道認定する場合は、私有地所有者が第5条に規定する道路敷地幅員を確保し、町に寄附する土地(以下「寄附用地」という。)とする。

(寄附用地取扱)

第4条 寄附用地に建築物やこれに類する支障物件がある場合は、私有地所有者はこれを除却し、道路敷地としての境界を確定（境界杭を埋設）のうえ、寄附の申出を行うものとする。

2 寄附用地に抵当権その他所有権以外の権利等が設定されているときは、私有地所有者が当該権利等を消滅させるものとする。

3 寄附用地に係る所有権移転登記は、前項の権利等が消滅された後に、町が行うものとする。

(道路敷地幅員)

第5条 道路敷地の幅員は、8メートル以上とする。ただし、この基準施行の際に寄附用地として分筆している場合は、7.2メートル以上とすることができる。

2 第2条第3号に該当し、この基準施行の際に住宅が2戸以上連たんしている場合は、4メートル以上とすることができる。

(補則)

第6条 寄附の申出の際は、除雪に対する堆雪土地及び除雪機械が旋回できる土地の確保並びに隣接住民の協力が得られているものとする。

附 則

1 この基準は、平成23年7月11日から施行する。

2 この基準施行の際、現に認定されている町道については、適用しない。